

## 法 学 部 図 書 規 程 改 正

法学部図書規程が本年1月17日に改正され、4月1日から施行されます。これによって学部学生にも、図書の貸出が行なわれることになりました。

この規程のうち、第7条（図書の利用資格）と第8条（図書室の休室）を抜き書きします。

くわしいことについては、法学部閲覧掛（電話内線3114, 3115）へ問合せてください。

### 第7条（図書の利用資格）

法学部所属の図書を利用することができる者は次のとおりとする。

1. 法学部教授、助教授、専任講師、非常勤講師
2. 法学部研究助手、大学院学生、研修員、大学院聴講生
3. 法学部名誉教授、元教授・助教授
4. 法学部学生
5. 法学部以外の本学教官
6. 法学部以外の本学大学院学生
7. 法学部以外の本学学部学生
8. 本学職員
9. 学外者で、所属機関長の依頼状を提出し図書主任の許可を得た者およびその他とくに図書主任の許可を得た者

### 第8条（図書室の休室）

図書室の休室日は次のとおりとする。

1. 日曜日、国民の祝日および本学創立記念日
2. 毎月15日（15日が休日の場合にはその翌日）
3. 学部入学試験期間中
4. 12月28日より翌年1月5日まで
5. 12月25日より12月27日までおよび4月1日より4月5日までの各半日
6. その他図書主任の指定する日